

## 仕様書

### 1 業務名称

郊外住宅団地における地域ブランディング基本検討業務

### 2 業務目的

ニュータウンは、開発から時間が経過した地区を中心に、人口減少、少子高齢化の進行等の課題が顕在化しており、新たな住まい手に選ばれにくい状況になりつつある。

そこで、ニュータウンの現代における価値を見出し、新たな住まい手に選んでもらうまちにするために、地域ブランディング（その地域固有の資源を活用した地域づくり）の手法検討を行い、ケーススタディ地区における実態把握調査・分析を実施したところである。

本業務は、上記に続くコンセプト開発やプロモーションの実施を見据えた地域ブランディングの基本検討業務である。

### 3 対象地区

3地区（多摩ニュータウン、高蔵寺ニュータウン、平城・相楽ニュータウン）

### 4 業務概要と履行期間

#### （1）地域ブランディングのターゲット分析

業務内容：発注者が提供する資料（※）を踏まえて、地域ブランディングのターゲット分析を実施する。合わせて、地区毎の特徴や課題等を整理すること。

※ 郊外住宅団地における地域資源を活用した地域づくり検討業務

業務対象：3地区（多摩ニュータウン、高蔵寺ニュータウン、平城・相楽ニュータウン）

履行期間：契約締結日の翌日から令和3年8月31日（火）まで

#### （2）地域ブランディングの方向性検討

業務内容：発注者が提供する資料（※）および（1）を踏まえ、ニュータウンが目指す将来像を描き、地域ブランディングのコンセプトを3案程度作成する。なお、UR関連部署および行政との調整を実施すること。

業務対象：1地区（発注者と協議し、3地区より選定）

履行期間：契約締結日の翌日から令和3年8月31日（火）まで

#### （3）地域ブランディングの基礎デザイン検討

業務内容：（2）に基づき、ブランドネーム、ロゴデザイン、キーとなるデザイン等を3案程度作成し、合わせて、商標調査を実施する。なお、

UR 関連部署および行政との調整を実施すること。

業務対象：1 地区（(2) において選定した地区）

履行期間：契約締結日の翌日から令和 3 年 10 月 29 日（金）まで

(4) 地域ブランディングの事業構想提案と実施工程作成

業務内容：(2) (3) を踏まえ、具体的な事業構想や施策アイデアを 3 案程度作成し、合わせて、効果的な実施工程を提案する。なお、UR 関連部署および行政との調整を実施すること。

業務対象：1 地区（(2) において選定した地区）

履行期間：契約締結日の翌日から令和 3 年 10 月 29 日（金）まで

5 再委託について

(1) 受注者は、次に掲げる本業務の「主たる部分」の再委託を行うことはできない。

- ① 業務の履行管理、総合的企画、手法の決定及び技術的判断等
- ② 解析業務等における手法の決定、及び技術的判断等

(2) 受注者はコピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、資料処理、等の簡易な業務については、再委託を行うことができる。この場合において、業務請負契約書（以下「契約書」という。）第 4 条第 2 項の規定に基づく書面による発注者の承諾は不要とする。

(3) 受注者は、上記(1)(2)に規定する業務以外について再委託を行う場合は、契約書第 4 条第 2 項の規定に基づき書面により発注者の承諾を得なければならない。

(4) 上記(2)(3)の規定により再委託を行う場合においては、次に掲げる要件を満たさねばならない。

- ① 再委託の相手方が、入札説明書 4 (6) の要件を満たしていること
- ② 受注者と再委託の相手方との契約を書面により明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施させること

6 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1) 業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。

(3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

7 成果物及び成果物の提出先

(1) 成果物

- ① 報告書 A4判 報告書 12部
- ② 電子データ 1式 (CD-ROM)

なお、成果物の規格、仕様等については、都市再生機構の指示者と協議するものとする。提出するデータはオリジナルデータに加え、報告書形式のPDFデータも作成すること。納品前にデータ保存方法等について機構担当者と協議すること。

(2) 成果物の提出先

独立行政法人都市再生機構 本社アセット戦略推進部地域づくり支援課

8 その他

- (1) 本業務により作成された成果物について、著作権、特許権、実用新案権等が生じるときは、その権利は全て発注者に帰属するものとする。
- (2) 本業務に係る成果物等については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に適合したものとする。
- (3) 法令、条例等の関係諸法規を厳守すること。
- (4) 仕様書に記載のない事項、疑義等が生じた場合は、その都度機構担当者と協議すること。

以上